

給与等勧告の手順

京都府人事委員会では、府職員と府内の民間企業従業員の4月分給与（月例給）の精確な調査・比較を行い、その結果に基づく給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給（いわゆるボーナス）についても、民間の特別給の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間企業従業員の給与の調査
（企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上）
【対象となる1,012事業所から229事業所を無作為抽出】

府職員の給与の調査
（約21,000人が対象）

事業所別調査

個人別調査

個人別調査

4月分給与
※給与改定の有無に関わらず調査
（新規学卒者の初任給を除く）

4月分給与
（行政職約4,300人）
（新規採用者等を除く）

給与改定や
諸手当の支給状況

ボーナス

過去1年間の支給状況（前年8月から当年7月まで）

公民の特別給の
年間支給月数の比較

民間企業従業員（事務・技術）と職員（行政職）の給与を比較
（役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式）

情勢適応の原則
（民間準拠を基本）

ラスパイレス方式による比較とは：

府職員と役職段階・学歴・年齢が同等と認められる民間企業従業員の給与（平均額）をそれぞれ同等と認められる府職員に支給した場合の給与総額を職員数で除したものと職員の平均給与額を比較

給料表、手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

府議会

知事

条例案提出

勧告の取扱い決定

給与条例の改正